特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	児童扶養手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和4年12月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	太宰府市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭（ひとり親家庭等）に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報（公金受取口座情報を含む）について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）児童扶養手当支給ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の37、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87の項） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（116の項） （別表第二省令における情報提供の根拠） ：第19条第1号リ第2号第3号第5号第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ第2号ロ、第44条第1号リ第2号第3号第4号第5号、第10条の3、第12条第1号2号、第26条の2、第59条の2 （別表第二における情報照会の根拠） ：第57、121の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） ：第31条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　保育児童課
②所属長の役職名	保育児童課長
6. 他の評価実施機関	
ー	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部 保育児童課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-0294

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ5. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部　保育児童課 ②保育児童課長　中島　康秀	①健康福祉部　保育児童課 ②保育児童課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	Ⅰ8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　市民福祉部　保育児童課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　保育児童課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-0294	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ		様式変更による追加		
令和2年10月20日	Ⅰ3. 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅰ4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号リ第2号第3号第4号第5号、第35条第2号、第36条第1号ロ第2号ロ、第44条第1号リ第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の13、16、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号リ第2号第3号第4号第5号、第35条第2号、第36条第1号ロ第2号ロ、第44条第1号リ第2号第3号第4号第5号、第10条の3、第12条第1号2号、第26条の2、第59条の2	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅰ4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第57の項	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅰ4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二省令における情報提供の根拠） ：第19条第1号リ第2号第3号第4号第5号、第35条第2号、第36条第1号ロ第2号ロ、第44条第1号リ第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の13、16、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二省令における情報提供の根拠） ：第19条第1号リ第2号第3号第5号第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ第2号ロ、第44条第1号リ第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の13、16、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	番号法の改正による項番の整理
令和4年12月28日	Ⅰ1. ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報（公金受取口座情報を含む）について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和4年12月28日	Ⅰ3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の37の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の37、101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和4年12月28日	Ⅰ4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） ：第57の項	（別表第二における情報照会の根拠） ：第57、121の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による